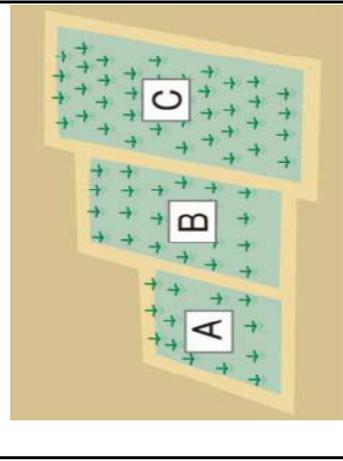
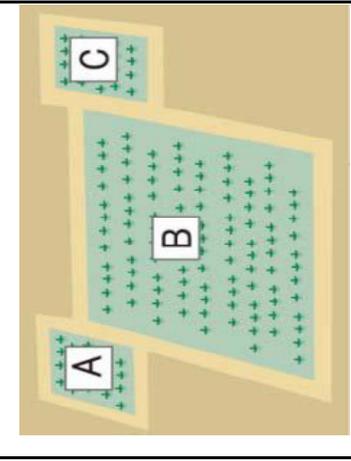
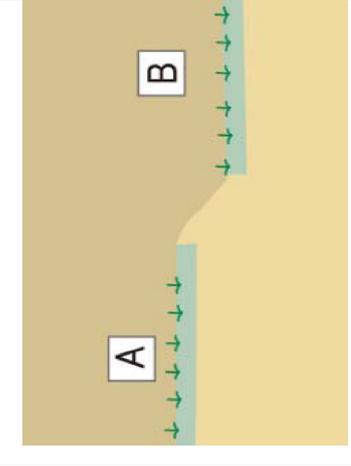
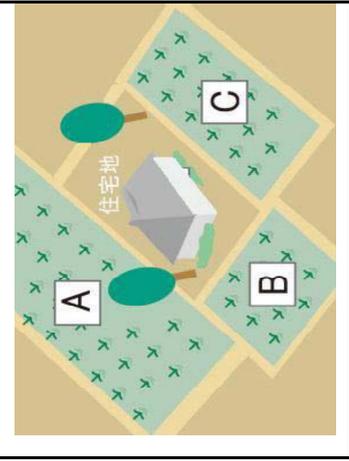


# 「畑地化促進事業」 事業要件一覧表

「畑地化促進事業」を申請する水田について、一筆ごとに以下の要件等を満たす必要があります。

No.	確認事項・要件	具体的な確認・提出方法
1	・前年度（令和6年度）において主食用米、戦略作物（新規需要米・飼料作物・小麦・大豆等）又は産地交付金（野菜・花き等）等の交付対象となった作物が作付けられていること	【申請者の提出書類等不要】 ・前年（令和6年度）の営農計画書で確認 ※交付対象作物であれば出荷販売実績無でも可
2	・現況において非農地に転換された土地（又は転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと	【申請者の提出書類等不要】 ・空中写真、農地地図による確認
3	・ <b>畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしていることを、地域農業再生協議会が確認し、資料（例：写真）により客観的に示すことができること</b> （本地に直ちに均平することが困難な傾斜を有する農地等は、交付対象水田とは認められない）	・協議会事務局による実地検査の実施（現地確認、写真撮影） ※令和7年5月～6月中旬までに実施予定
4	（1）おおむね団地化された畑地を形成していること 面積要件：10a以上 団地化要件：2筆以上の団地 （詳細は別添「団地化の考え方の例」を参照）  （2）1筆全体を畑地化すること 事例 『20aのうち、野菜15aを畑地化申請、残り5aは不作付』のように、1筆の一部が対象外である場合は、申請不可 ※園芸施設（ハウス）の場合は、Q & A参照	 参考：現地確認を行い畦畔や用水路等の取水設備を写真撮影する様子
5	・事業採択後5年間は原則、畑地化した水田の全面積で販売目的の高収益作物（野菜・花き・果樹等）又は畑作物（小麦・大豆・そば・牧草等）の作付けを行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行うこと	・畑地化採択後の5年間は、転作確認の実施、作業日誌、出荷販売伝票等の提出により適正管理されているかを確認
6	・地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）と畑地化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについて関係機関の合意を得ていること	・「農業委員会への申出書」の提出 ・「土地改良区への申出書」の提出 ※申請地が土地改良区の受益地である場合
7	・申請農地が借地の場合には、地権者（土地所有者）の同意を得ていること	・「地権者（土地所有者）からの同意書」の提出 ※親族を含む
8	・水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと  ・地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと  ・畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと	・「地域の話し合い議事録」の提出 ※議事録は下記の事項に留意して作成すること ・「畑地化」に対しての合意が確認出来ること ・虫食い状の「畑地化」ではないこと ・将来の農地集積や利水、治水に影響が生じないこと ・話し合った出席者の氏名と役職が分かること（所有者、近隣耕作者、農業委員や土地改良区役員）

## 団地化の考え方の例

<p>① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの</p> 	<p>② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの</p> 
<p>③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの</p> 	<p>④ 段上をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの</p> 
<p>⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p> 	<p>⑥ 上記のほか、地域農業再生協議会が農作業を継続するのに適当と認めるもの (判断に迷う場合は農政局にご相談ください)</p> 

## (参考)

## 団地化要件について

畑地化支援に係る取組に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。

### ● 交付対象農地の要件

- ・ **申請の前年度において、主食用米、戦略作物、産地交付金※又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付け**られていること。  
※都道府県又は地域が作成した水田収益強化ビジョンにおいて、交付対象となっている作物。
- ・ 申請年度の7月1日付けで、**交付対象水田から除外**すること。
- ・ 交付が行われた年から**5年間は、以下の作物の作付け**を行うこと。

- ① **単価14.0万円/10aの支援を受けた場合：販売を目的とした高収益作物**
- ② **単価14.0万円/10aの支援を受けた場合：販売を目的とした高収益作物又は一般作物※**  
※高収益作物以外の作物（水稲を除く。）

### ● 団地化要件

- ・ 以下の①から④までのいずれかの取組により、**おおむね団地化された畑地※を形成**  
※品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地（判断に迷う場合は個別にご相談ください）。

#### ① 交付対象農地単独



#### ② 交付対象農地 +Aの要件※を満たす周辺農地



- ※Aの要件
- ・ 申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稲以外**の作物が作付けされていること。
  - ・ **申請年度においても水稲以外の作物の作付け**が予定されていること。

#### ③ 交付対象農地

+Bの要件※を満たす周辺農地



- ※Bの要件
- ・ **前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

#### ④ 交付対象農地

+Aの要件※を満たす周辺農地  
+Bの要件※を満たす周辺農地



- ※Aの要件
- ・ 申請年度の前年度から遡って**過去4年以上連続して水稲以外**の作物が作付けされていること。
  - ・ **申請年度においても水稲以外の作物の作付け**が予定されていること。
- ※Bの要件
- ・ **前年度までに当該取組の対象となった農地**であること。

※畑地化した農地は交付対象除外農地一覧により毎年整理